

令和2年第2回（4月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和2年4月17日 開会

令和2年4月17日 閉会

西伊豆町議会

令和2年第2回（4月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招議員	2
第 1 号（4月17日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○同意第I3号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○閉会宣告	37
○署名議員	38

西伊豆町告示第58号

令和2年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月13日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1. 期 日 令和2年4月17日

2. 場 所 西伊豆町役場 議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 西伊豆町一般会計補正予算（第1号））
- (3) 令和2年度 西伊豆町一般会計補正予算（第2号）について
- (4) 西伊豆町教育委員会委員の任命について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番	堤	豊	君	3 番	山	本	智	之	君	
4 番	芹	澤	孝	君	5 番	高	橋	敬	治	君
6 番	加	藤	勇	君	7 番	西	島	繁	樹	君
8 番	西	島	繁	樹	君	9 番	堤	和	夫	君
10 番	山	本	榮	君	11 番	増	山	勇	君	

不応招議員（なし）

令和2年第2回（4月）臨時町議会

（第1日 4月17日）

令和2年第2回(4月)西伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年4月17日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(西伊豆町税条例等の一部を改正する条例)
日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第1号))
日程第 5 議案第26号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第2号)について
日程第 6 同意第I3号 西伊豆町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
6番	加藤	勇	君	7番	山田	厚司	君
8番	西島	繁樹	君	9番	堤	和夫	君
10番	山本	榮	君	11番	増山	勇	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 星野 淨 晋 君 副町長 椿 隆 史 君

教 育 長 清 野 裕 章 君 総 務 課 長 高 木 光 一 君
まちづくり課長 長 島 司 君 窓 口 税 務 課 長 渡 邊 貴 浩 君
教 育 委 員 会 真 野 隆 弘 君
教 事 務 局 長

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 大 谷 きよみ 君 書 記 山 本 征 司

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。本日の臨時会の議席におきましては、新型コロナウイルス感染予防対策のため、変更させていただきましたのでご報告いたします。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議会運営委員会報告

○議長（山本智之君） 議会運営委員長、加藤勇君。

○議会運営委員長（加藤 勇君） 議会運営委員会からご報告申し上げます。本日の臨時議会は新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴を遠慮していただくことといたしました。

以上、報告いたします。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確にわかりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプが点いたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程および本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

10番 山本 榮君、

11番 増山 勇君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月17日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

1枚おめくりください。

専決第2号 専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年3月31日。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは、承認第2号について説明申し上げます。

本件につきましては、上位法令であります地方税法等が改正されまして、令和2年4月1日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に西伊豆町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和2年3月31日付にて専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは改正の内容についてご説明をさせていただきますが、今回改正点が多くございますので、まとめたものを専決承認第2号資料としてお手元にお配りさせていただいております。こちらを使用して説明させていただきます。なお、改正のある条文の中で軽微な箇所、修正等につきましては上位法令の改正に伴うものでございますので割愛させていただきます。主な改正点についてご説明をさせていただきます。

初めに個人住民税に関する改正でございます。内容の説明の前に、今回寡婦控除に関する改正が含まれております。この寡婦については、女性、男性と二つの寡婦がございますので、これを分別するために、女性の寡婦を寡婦と、男性の寡夫を^{かおつと}寡夫と説明をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは改正内容について、ご説明いたします。未婚ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについてでございます。このたびの改正は、全てひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置が講じられました。

1つ目は①の所得控除の見直しです。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一「ひとり親控除」を新に設けましてここに適用します。控除額は30万円となります。それ以外の寡婦につきましては、現行に引き続き、控除額26万円を適用しまして、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限500万円以下、収入金額に

直しますと678万円以下を設定します。

2つ目は②のひとり親に係る非課税措置の見直しです。今回の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦、寡夫控除の見直しに伴いまして、上段の四角い表の中の下線部の部分になりますけども、寡夫と、単身児童扶養者はこの制度の改正によりまして下段の改正後の表の中にありますひとり親に含まれるようになります。ただし現行と同じく、前年の合計所得金額が135万円を超える場合は対象から除かれます。それから、寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄つづきがらに「夫（見届）」あるいは「妻（見届）」の記載のあるものも対象から除かれます。

続きまして、固定資産税の関係でございます。こちらは、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応策としまして、令和2年4月1日から改正されるもので、所有者情報の円滑な把握や、課税の公平性の確保の観点から、次の措置を講じます。

1つ目は現に所有している者の申告の制度化です。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対しまして、町の条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとされました。

2つ目は使用者を所有者とみなす制度の拡大です。調査を尽くしても、所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知したうえで、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされました。ここでいう調査は、住民票や戸籍などの公簿上の調査ですとか、使用者と思われる方や関係者への質問などを言います。実際に使用者に課税をするとなりますと、令和3年度分以降の固定資産税からとなります。

続きまして、町のたばこ税の関係でございます。

令和2年10月1日から軽量の葉巻たばこの課税方式が改正されます。国のたばこ税と同様1本あたりの重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこを重さによる重量比例課税から本数課税に見直しをし、軽量たばこ1本を紙たばこ1本に換算する方法に改正されます。ただし、令和2年10月1日から令和3年9月末までの1年間につきましては、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の葉巻たばことみなして課税する経過措置が講じられます。

次にその他の改正の部分についてでございます。改正の多くは、元号が平成から令和に代わったことによる元号改正と、地方税法の改正を受けまして、同法との整合性を保つための条文の整備や字句の訂正を図るものでございます。

最後に施行期日でございます。令和2年4月1日から施行します。ただし、住民税関係の

規定の一部は令和3年1月1日から、町たばこ税の規定の一部は令和2年10月1日及び令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上、西伊豆町税条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 固定資産税の関係ですけれども、こういう①、②の事例というのは、西伊豆町内でどのくらい現在あるのか。これから調査しないとわからないのか教えてください。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴弘君） 具体的にはこれから調査となります。今回初めてこの条例のほうにこれが改正として追加されたものですから、今のところ調査等は行っておりません。

○議長（山本智之君） よろしいですか。ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） なぜ、この議案が専決処分なのかということと、12ページの24条2項で、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫というのが該当になっているけど、新しく改正になった部分については、この寡夫だけ削除してひとり親という表現だけでいいのかと思うけど、私たちみたいな素人で考えると、この寡婦も両方削除してひとり親だという表現だけでいいと思うけど、どうして寡夫だけ削除してひとり親になったのか。

それと、13ページの個人住民税36条の3の2の3号のところに、当該給料所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨、ということがあるけど、これは何で削除されたのか。

この3点。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 前任者ということで回答させていただきたいと思います。まず1点目の今回の改正が専決処分されたかということですが、今回の改正が令和2年3月31日に国のほうから公布されました。それに伴いまして、施行が令和2年4月1日から施行させる部分がありましたので、今回議会等開けませんでしたので、専決処分とさせていただきます。1点目は以上です。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴弘君） 12ページの寡婦及びこれが今回の改正のひとり親というところ

ろの説明になりますが、寡婦、いわゆる寡夫ですね、こちらの寡夫ですけれども、今までは所謂これ男性のひとり親になります。今回の改正により、この寡夫、それから今までもとごございました寡婦の一部これが合わさってひとり親ということになります。ですから、寡夫が完全になくなるというよりも、ひとり親というひとつの括りができましたので、そこに寡夫と今までありました寡婦の一部が一つになったということでございます。ですから、言葉上はなくなるんですけど、このひとり親に統一されるというイメージでご理解いただければと思います。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） では3点目のほうですが、13ページの第3号の規定が削除されているということなのですが、お配りした資料をご覧いただきたいと思います。資料の②のひとり親に係る非課税の見直しというところで、こちらのほうで、現行は寡婦の次に単身児童扶養者という規定がありましたが、今回改正で一人親にまとめられました。こちらのほうの規定がなくなりましたので、今回この部分が削除されたという状況になります。

以上です。

○議長（山本智之君） 4番。芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だからどうして、この単身児童扶養者が削除されたのかってこと。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） こちらのほうは条文法令の地方税法に係る部分に準じて改正させていただきましたので、そちらに準じたということでご了解いただければと思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

1枚おめくりください。

専決第3号 専決処分書。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年4月7日。

西伊豆町長 星野浄晋。

2枚おめくり下さい。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月7日 専決

西伊豆町長 星野浄晋

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、承認第3号一般会計補正予算第1号について、ご説明させていただきます。

今回の補正は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済対策、支援事業予算を計上させていただいたものでございます。収入は財政調整基金繰入金の増額、支出におきましては、景気循環事業、利子補給事業、商工会補助事業に係る増額となっております。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

まず、歳入です。

18款繰入金、1項繰入金ともに2億500万円、15億4,612万3,000円。歳入合計に2億500万円を追加し、71億500万円としたいものでございます。

次に歳出です。

6款商工費、1項商工費共に2億500万円、10億8,651万円、歳出合計に2億500万円を追加し、71億500万円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳入歳出補正事項別明細書、1総括歳入です。これにつきましては、先ほど説明いたしました第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので省略をさせていただきます。

次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですので、省略をさせていただきますが、補正額の財源内訳につきましては、すべて一般財源となっております。

4ページをお願いします。

2歳入です。18款1項1目1節財政調整基金繰入金、2億500万円はすべて基金繰入金でございます。

次に3歳出です。議会全員協議会では、県制度融資の利子補給事業、商工会への補助事業、CHIIICAを導入した景気循環事業として総額1億2,500万円と話をさせていただきましたが、景気循環事業につきましては、CHIIICA導入が難しいようであれば、商品券での給付に変更できるように、両方の予算を計上していただいております。各節の詳細につきましては、まちづくり課長が資料を作成し、お配りさせていただいておりますので、まちづくり課長から説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（山本智之君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君）　それでは、承認第3号一般会計補正予算（第1号）の歳出予算につきまして、説明をさせていただきます。本日お配りいたしました資料、右上に令和2年第2回臨時議会資料と記載のある経済対策支援事業に係る補正予算明細書をご覧ください。

まず今回の経済対策支援事業に係る補正予算でございますが、県制度融資（経済変動対策貸付）利子補給事業分として1,000万円、商工会への補助金交付事業分2,500万円、町内での景気循環事業分1億7,000万円、総額で2億500万円を追加したいものでございます。先ほど総務課長から、今回の補正予算の中の景気循環事業につきましては、町民への給付を商品券にするのか、CHIIICAを導入するかというお話がありましたが、今後マイナポイント事業などと連携することで町民や町にとってメリットがあると判断をし、CHIIICAの導入を選択することに決定をいたしましたので、資料1枚目の1番下の表にございます商品券配布分の8,000万につきましては、今後減額補正させていただきたいと思っております。

次に各事業について説明させていただきますが、県制度融資（経済変動対策貸付）の利子補給事業及び商工会への補助金交付事業の概要につきましては、4月10日に開催された全員協議会におきまして説明させていただきましたので、割愛をさせていただき、3つ目の町内での景気循環事業について説明をさせていただきます。

資料を1枚おめくりください。

この事業につきましては、原則、本年4月1日現在におきまして西伊豆町の住民基本台帳に登録されている全町民を対象に、地域経済対策として1万円を支給するものでございます。こちらが支給方法の全体イメージ図となりますが、まず町はふるさと納税をご支援いただいているトラストバンクさんのシステムを利用し、協力いただける加盟店にシステムと連動した機材等の配布を行っていきます。その準備が終了次第、町民一人一人に1万ユービ、1万

ポイントを付与したCH I I C Aカードを配布するか、お持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードしていただき、1万ユーヒを付与します。ユーヒというのは西伊豆町の電子地域通貨の単位でございます、その価値は1円を1ユーヒとして使用していきたいと考えております。町民の皆さまがCH I I C Aカード、またはアプリを使って町内加盟店から品物等を購入するとシステムにより、町と加盟店との請求支払いが行われるようになります。

次に今回商品券ではなく、CH I I C Aを使った事業を実施するに至った理由について説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

現在町では、町民の皆さまに広報誌やホームページを通じて、マイナポイントを活用した消費活性化策を推進しております。右上にあるのは、広報誌の記事でございますが、内容についてはすでにご確認いただいていると思います。簡単に説明いたしますと、町民の皆さまが図の左側にあります①のようにマイナンバーカードを申請、取得後、マイキーIDを設定し、7月以降マイナポイントを付与する決済サービスを仮にCH I I C Aにした場合、2万円の現金をCH I I C Aにチャージすると、チャージ金額の2万円ユーヒに国からのプレミアム分の5,000ユーヒが上乘せされ、合わせて2万5,000ユーヒが使用できることとなります。高齢者の方はスマートフォンやキャッシュレスカードをお持ちになられていない方が多いと思われるため、こうした国の制度が受けられないことが考えられますので、まずはCH I I C Aカードを配布し、その際に制度の説明をしながら、高齢者の方でもマイナポイント制度がうまく活用できるよう周知を図っていきたいと考えております。さらにCH I I C Aは町内の加盟店のみで使用できますことから、町内の経済循環に繋がるため、商品券ではなくCH I I C Aを導入したいと考えました。

資料の最初の1ページ目に戻ってください。

次に今回の補正予算の明細について、ご説明いたします。

ただいまご覧いただいている経済対策支援事業に係る補正予算明細書と西伊豆町一般会計補正予算（第1号）4ページの3歳出と見比べながらご確認をいただきたいと思っております。

まず、予算書の第7節報償費ですが、こちらは町内での景気循環事業のCH I I C A導入時のカード代と、商品券配布時の商品券代となります。1万円掛ける7,700人分として、7,700万円の2種類分1億5,400万円を計上いたしました。

続きまして10節の需用費の消耗品費ですが、CH I I C A導入時の読み取り用機器購入費として600万円と、商品券配布時の事務用品等、消耗品費19万7,000円を合わせた619万7,000

円を、また、その下の印刷製本費ですが、商品券配布時の帳票等の印刷代243万5,000円を計上いたしました。

続きまして11節役務費でございますが、CH I I C A導入時のシステム通信料99万円と、読み取り用機器の通信費576万円、商品券の郵送料26万8,000を合わせた通信運搬費711万8,000円を計上いたしました。

続きまして12節委託料ですが、CH I I C A導入時のシステム導入委託料として25万円を計上いたしました。

最後に18節負担金、補助及び交付金ですが、経済変動対策事業資金融資事業補助金として1,000万円、緊急経済対策商工会補助金として2,500万円を計上いたしました。経済変動対策事業資金融資事業につきましては、4月14日現在、信用保証協会への申請数が31件で、そのうち19件が承認をされ、融資額の合計は4億6,350万円と伺っております。それに対する町の利子補給額の見込みですが、すべて1.4パーセントで計算すると現状では648万9,000円となります。また、商工会への補助金2,500万円につきましては、手続きが修了し、4月30日に振込む予定で現在進めております。

先ほど説明させていただきました景気循環事業につきましては、名称を西伊豆町サンセットコイン事業とし、その実施要綱を定め、資料として配布させていただきましたので、ご確認をお願いしたいと思います。また、商工会への補助金で実施される西伊豆町商工会緊急経済対策支援事業補助金交付要綱を参考までに配布させていただきました。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 説明ありがとうございました。2点説明させてください。

まず1点目です。上から2段目商工会の補助金交付事業、今説明があったとおり2,500万円は終了してしまったということですが、その2,500万円の枠はもういっぱいになったというふうに聞いたので、そのへんがどうなのか、まず1点目は質問したいです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 終了したというのは、町から商工会に対しての事務手続きが終了したということございまして、商工会さんのほうは商工会の会員さんの皆さまに対して当然そ

の利子補給ということも踏まえておやりになるということですから、それは商工会さんのほうにお伺いをしていただければというふうに思います。事業自体が終わったとは聞いてはおりません。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） ありがとうございます。県制度融資の関連で1番上ですが、お聞きします。1.4パーセントという事で計算した場合648万円ということで、1,000万円の枠のうち、これを現在利子補給をしていただいているということなのですが、要するに1,000万円のうち残りは約350万円しか枠がないという考え方で間違いないですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この件につきましては議員も報道でご存知かと思いますが、すでに県のほうが設定している金額がほぼ満額ぐらまできているということで、当然県のほうの予算がありませんので、今行われている融資制度は打切りだというふうに伺っております。そのほかにもお困りの事業者さんがいらっしゃるということで、県のほうが総額の枠を広げるということになってきますと、それに合わせてうちは余っている部分は使うことができますし、またそれ以上に必要であれば、また再度補正予算をかけていく必要があるのかなというふうに思います。ですから、1,000万のうち600いくらがもうすでに決まっていて、残りが300なんで、これがなくなったらということではなく、あくまでも県の制度融資のところから町に支援を求められておりますので、その枠が出てくる限りは町としては対応していきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 資料の3ページです。マイナポイント事業全体イメージということですけども、①でマイナンバーカードを取得しなければ、この支払の事業というか、これには町民の方々は参加できないんですか。今、マイナンバーカードを取得するのに、どれぐらい時間はかかっているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 取得に対する時間につきましては、担当課長から答弁させます。マイナンバーカードを取得することによってマイキーIDを設定し、マイナポイントを受け取るというこの事業につきましては、すでに昨年度から広報にしいずにおきまして、3回4回と広報させていただいておりますので、仕組みにつきましてはご理解いただいているものという

ふうに思います。これは、あくまでも国の制度でございまして、そういった端末があるとかということでない限り受け取れないということでございますので、そうしますと、西伊豆町高齢化率が49パーセントで、なかなかスマホをお持ちの方というのはいらっしやらないというふうに思っております。そうした方々に、国がせっかく5,000円分のポイントをくれるという制度があっても受け取れないのでは意味がありませんので、では受け取るようにするにはどうしたらいいかと考えた時に、このCHIIICAシステムを作れば、使えば、そういったものもご利用いただけるということでございますので、それを今回のに合わせて使用することによって、高齢者の皆さまにも国からいただけるものを受け取りやすくしたいということでございます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴弘君） ご質問のありましたマイナンバーカードの申請から交付までの時間ですけれども、だいたい3週間から4週間程度かかります。交付の手続きを進めますと、だいたい3、4週間後に町へとカードが届きます。ここからお客さまにご案内して交付という形になっております。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そうすると、町長、このあれは私もよく見てるんですけども、高齢化のお宅ではこれはできないんじゃないでしょうかね。ですから、もしこれを使ってマイナンバーカードとかそういうのをやるとしたならば、やっぱり税務課の職員なり何なりが高齢者世帯に出向いて行って、もしもそこでその方がスマホを持って、パソコンを持っていたら、説明してやらなければ僕はこれはばーんと増えないと、全体にいかないと思うんですが、そのへんの考えは町長どうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この件につきましては、マイナンバーカードを取得するという事でお越しになる高齢の皆さまにつきましては、丁寧に窓口のほうで対応をし、説明をさせていただいているところでございます。このマイナポイントの事業につきましては、このコロナの騒ぎによりまして、説明会を中止したという放送をお聞きになっているかと思いますが、当然ご高齢の方は設定の仕方がわからないであるとか、そもそもの事業がよくわからないというようなことがありますので、各地区におきましてこのマイナポイントの件についての説明会をしようということでは始めていたのはありますけれども、なかなか3密を防げないというようなことで、事業を中止をしているということでございます。さすがに1軒1軒のお宅を

伺ってということではできませんけども、各会場を設けて説明をするという手はずにはなっておりまして。ですから、このコロナ騒ぎの3密というのは、どうなるのか今後わかりませんが、解消次第そういった説明会というものは、続けていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ちょっと質問が違う方に行きますけども、今度はこの承認第3号の4ページのこれが報償金ということで、7番の区分が節が報償費、カードと商品券が報償金になっていますけども、これはなぜこの所に入ったんですか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） いろいろ報償金のほうが適当ではないかということで設定はしたのですが、ただ、詳細の検討事項につきましては、私のほうも把握していませんので、休憩を取らせていただいて確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10時13分

再開 午前 10時20分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） 過去に行っております、ふるさと納税感謝券、またプレミアム商品券等、個人への給付のものにつきしては報償費が妥当であろうということで実施をしております、それに合わせた形で報償費ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） カードの件ですが、サンセットコインと言ったり、単位がユービになると。サンセットコインで統一しているんですね。書いてあるから。それで、お聞きしたいのはこの実施要綱の第4条で「ただし、個人が原資を負担して発行したものについてはこの限りではない。」で、第5条にも「ただし、個人が原資を負担して発行するものについては随時発行するものとする。」で、5条の2項にも「個人が原資を負担して発行したものについて

はこの限りではない。」と、こういう決めがあるんですけども、具体的にこういうのはどういうことを意味しているのか教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これにつきましては、先ほど来説明させていただいているかと思いますが、マイナポイントの関係がございまして、マイナポイントの仕組みは2万円をポイントとして入れた時に上乘で5,000分が国から来るということでございまして、2万円の原資は個人が出している。これはプレミアム商品券の時に2万円で2万5,000円分の商品券が買えるというのと同じでございまして、その2万円分は個人の資産でございまして、それがここに当たってくるので、そこのお金については期限が限定されない。ずっと使えますということで、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 国の施策というのはもうすでに実施されているのか。また、いつぐらいで実施しようとしているのか。その点町として把握しているのは、現況はどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは国のほうの消費税の引き上げに伴う経済対策ということで伺っております、7月ぐらいに事業の詳細がわかって、最終的には9月ぐらいにそのポイントが付与されるんじゃないかということで、町のほうとしては把握をしております。ただ、今の状況によってはそれがどうなるのかということは、先行きがちょっと不明なところもございまして、国のほうから明確な予算であるとか、そういったものが来た時には、速やかに対応できるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 次に商工会への補助金交付事業、資料にありますけれども、2,500万ですか。この要するに内訳というか、どういうふうな形で商工会の会員の皆さんに実施するのかが、今わかっている範囲で教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 詳細につきましては、商工会のほうにお伺いをいただければというふうに思いますけれども、町のほうとしてはこの2,500万円を原資として商工会のほうで、その制度融資とか、そういったものが受けられない、または今現在そのお金を借りているんですけども、なかなか返済の目処がというようなところの利子については補給するというので

伺い、この交付要綱というものができ上がってきたということで、皆さまの所にお手元に配布をしております。

聞くところによりますと、この利子補給のほかにも商工会独自の事業をしていきたいという事は伺っておりますが、まだ中身については詳細が決まっておりますので、私達の所にも報告は来ておりません。また、報告が上がり次第、議会のほうには報告をしたいと思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） このCH I I C Aカードの全体像からの話でお願いします。先ほど来からの質問でマイナンバーカードによって、5,000ポイント何がしかですね、このCH I I C Aカードによって利用されやすい、されるべくこのCH I I C Aカードを作るという話でいいと思うんですが、そのシステムの、これを理解してもらおうという点で、今、同僚の議員からもありましたが、原価をまた補充する場合とかそういう現金チャージですか、そういうこともありますけど、例えば、いろんな場合があると思うんですけども、加盟店で物品等を購入して、例えば今持っているポイントが不足した場合には、その場で現金チャージをすることも可能なのかとか、いろんな場合のケースが出てくるということがあると思うんですよ。そういった場合に、本当に果たして先ほど出てます49パーセントの高齢化率とかという話の中で、お年寄りがそういったシステムを、すぐに理解できるものなのかという話。

先ほど、このシステムをよく理解してもらうためには、窓口税務が行ったほうがいいとか、あるいはそのお年寄りの担当のところ、健康福祉課がお年寄りを訪問した際に、いろいろ説明しながら理解してってもらったほうがいいのか。あるいは、まちづくり課が行ったほうがいいのか。あるいは、商工会に委託して理解してもらったほうがいいのか。そのへんのところが非常に微妙になると思うんですけども、どのように考えているのか説明してもらいたいなと思っております。

○議長（山本智之君） 町長

○町長（星野浄晋君） まずですね、事業を分けて考えていただきたいというふうに思います。

あくまでも、マイナポイントの関係につきましては国の制度でございまして、なるべく高齢の方たちにも恩恵が受けられるように、町のほうとしてはしたいということで、このCH I I C Aカードであれば対応ができるというのが1点。それと、今キャッシュレス決済というふうに時代の流れもきておりますし、このコロナの問題で紙幣やコインにそういったものが

付いていた場合どうするんだというようなことから、接触せずに決済ができるというようなこともございますので、そういったものを含めて、やはりこういったポイントのほうが良いんじゃないかというようなこともございます。

それと、サイズが皆さんもだいたいわかると思いますけど、WAONカードのようなものがございますので、保険証と一緒にいただければ、薬局などの支払いでもそれをご利用いただけるというようになるというふうに町として事業を進めているものでございます。そのポイントの付与、またはチャージにつきましては、WAONポイントについてはマックスバリュさんなどでチャージはできますけども、町内での商店ではチャージはできません。ただ、利用することのできる店舗はございます。それと同じように、やはりお金の収受が出てきますと、ある程度一定の所でしかお金のチャージはできませんけども、利用については商店ではすべて使えていくような形を持っていきたいということで、端末の付与を町のほうでしたいと考えております。

そのチャージについては西伊豆町役場の窓口にあったりとか、できれば金融機関にもお願いをしたいというふうに思っております。ただそれに対応してくれるか、くれないかというのは、これからの交渉だと思えますけども、ある意味ではそこで三島信用金庫さんの方とタイアップをしたいなということで、今まで交渉をしてきておりますし、また、これについては、全協の時にもそういった形で進めていきたいということでご説明はさせていただいているかというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。一つこのCHIIICAのシステムでやっていくにあたっては、早急に全町民にいきわたらせるというか、広げていかないとならないと思えますけども、その点についてはどのように。今、三島信用金庫さんとタイアップという話もありましたけども、それで考えていくと三信は西伊豆支店しかないわけですよ。ほかは田子地区から、安良里、宇久須のほうにはないというところと、早急にいきわたってもらうための手立てをどのようにして考えていくのかというところだけ、ちょっと説明をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは、金融機関を関係なく考えていただきたいと思えます。ポイントの付与されているカードを用意いたしまして、申請に来られた方にその場でお渡しをするという形が一番無難なものかなと考えておりますので、支所、出張所、そういった所に一定期間の窓口を設けまして、そこで付与をしてきたいと考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今回のこの補正予算は、今CHIIICAカードの賛否の所のいろんな議論にもなりつつあるんですけども、確認ですけども、先ほどまちづくり課長の説明の中で、CHIIICAカードで導入した場合には、この商品券配布の方の事業8,000枚はなくなると。これの確認が1点。

それから、今回の補正予算の、例えば先ほどの同僚議員もありましたけど、CHIIICAと言うのは無理があるのではないかと、いわゆるそういう意見もあるわけですよ。そうすると、これCHIIICAでいくのか、あるいは商品券配布でいくのかというそういう所の確認として、これはいつ、どのようにやるのか。この2点お願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これにつきましては、全協の時にもすでにお話をさせていただいたかと思いますが、4月10日にならないと三信さんの答えがわからないということがございまして、もしその時にノーだった場合、これはもう仕組み的にできないので、商品券で行こうということでお話はさせていただいたかと思いますが、町としてはあくまでもCHIIICAカードで行きたいんですけども、その障害が乗り越えられない可能性があったので、予算は両建てにしております。今の現状から言いますと、三信さんのご理解もいただきご協力も得られるといった流れがございまして、一番近い補正予算の時にこの8,000万円は減額をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 全協の時に説明があってCHIIICA導入というのに概ね皆さんそれでよろしいという判断をして、こういう対応をしたという解釈でよろしいですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。そのとおりでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） この商工会緊急経済対策支援事業補助金交付要綱の中の3ページ目です。補助金交付申請の中に、この一番最後の2行ある、二つあるんですけど、これはいいとして2の対象企業の確認ということで「セーフティーネット保障4号、5号、危機関連保証受けていますか。」そして2番目に「新型コロナウイルス感染症特別貸付で利子補給制度を受け

ていますか。」とこれがあつて、「はい」と答えたら申請できませんと書いてあるんですけど、この意味がよくわかりません。作り方は別として、この今言った「保障4号、5号、危機関連保証受けていますか。」これは、あともう一つ「新型コロナウイルス感染症特別貸付で利子補給制度を受けていますか。」というのは、なぜこういうふうに入れたのか。理由はどのようなことなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これも、たぶん全協でお話をさせて頂いたかと思うんですけども、国・県のほうのそういったセーフティーネットであるとか、新型コロナの貸付に対する融資について、県も補助をするので各市町さんも補助をしてくださいという要望があり、町のほうとしても、国・県のそういった仕組みに後押しをするという形で、1.4パーセント近くの利子補給をいたしますということで、1,000万円の補正予算を組んでいるわけでありまして。商工会のほうからは、借りられない、金融機関がOKを出してくれない。若しくは今借りなくてもいいんだけど、今すでに借りているものの金利をどうにかしてくださいというような要望がたくさんあるというふうにお伺いしております。ですから、この融資制度を借りれる方がこの商工会に出しておりますものも使いますと、その方が二重取りとっては変ですけど、かなり手厚くなってしまふという部分がございますので、あくまでもその国・県の制度融資に関して手をあげ、借りられているところに関しては、これはご利用いただかないようにというもので、あくまでもその制度にかからないところを支援をしていきたいということが商工会のほうで提案をされておりますので、町のほうとしても、それではやはり大小さまざまな企業ございますけれども、なるべく広く支援をしていくべきではないかということで、ここに「はい」「いいえ」で「はい」の方はご遠慮いただきたいということの申請の手続きであるというものでございます。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今の説明で、にもかかわらず、この申請書類には借入残金という項目があつて、すでにもう借りているというふうに証明しなさいと言っておきながら、そして貸付の残高証明書、そういったものを出せと言って、これ商工会に出すんですけども、それなのになぜセーフティーネットの今言った二重に手厚くならないようにというのも、そもそもこういった項目、それだったら必要じゃないんじゃないかと思うんですけど。まちづくり課としては、この対象企業の確認というところと、今、現況は商工会との当然連絡はされていると思うので、どれぐらい対象としてそういった企業があるのか。そのへんは把握されていま

すか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 企業の数につきましては、担当課長のほうから数字がわかればですけど、答弁をさせます。これが、こういう確認はいらんんじゃないかとか、貸付が云々ということなんですけど、あくまでもこのセーフティーネットなどを借りれる方はいいんです。借りられないけど、すでに借りている方がいらっしゃるわけです。ただこのコロナの影響でお客さんが減っているとか、事業規模を小さくしないといけない。そもそも今借りているものを返すこともできないという状況に陥りつつあるところを救済したいということでございますから、その方たちが今すでに借りているものに対しての利子補給と。原資については企業さんでやっていただく。利子については、商工会のほうでという形になるかというふうに思いますので、今借りているもので、これから借りるものではありません。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 企業の数については、まだ把握はしておりません。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番。芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 1万円配るとするのは消費を喚起して、町内の経済対策ということなんですけど、これでいきますと、この加盟店はその恩恵に与るんですけど、それ以外の加盟店にしてない人とか、例えば生産者とその直に取引する場合とかあるわけです。そういう場合については考えられているんですか。これ対象になりますか。例えば漁業者とか、農林業者とかが作ったものに対して、直に消費者と直に取引するとか。そういう場合についてはどうなるんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 加盟店につきましては、この議会でご承認をいただければ、来週に、回覧を回して加盟店の募集を行っていきたいと思います。それぞれ個々の案件がありまして、相談があるかと思しますので、加盟店としてできるのか、できないのかを含め、そのへんの相談をしながら加盟店を募集していきたいかなと考えております。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから加盟店というのは、商工会に加盟しているということですか。それ以外の例えばそのほかの商取引、直取引する場合なんかには、対象にならないのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、担当課長が申しあげましたとおり、商工会加盟店とは町のほうでは一切言っておりません、今までも。これから加盟店を募るということですから、農業者でも漁業者でもこの制度で加盟をしてくれる方がいるのであれば問題はないというふうに思います。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 農業者は、例えば何か作って、それをたまたまじゃあよそに送りたいから、買いたいよという場合もあるわけ。そういう場合もわざわざ加盟するかということもあるよね。そういうことはどうなんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今お話されていたような個別にそれぞれ案件と言いますか、やりかたといいますか、そういったものがあると思いますので、そのへんはそのつど相談にのって、加盟店として登録できるかできないかというところを含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、議案第26号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第26号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ74億500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月17日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、議案第26号一般会計補正予算（第2号）について、ご説明をさせていただきます。こちらの補正は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町からの営業自粛要請にご協力いただける事業者への給付金予算を計上させていただいたものでございます。歳入は財政調整基金繰入基金の増額、歳出につきましては、営業自粛要請協力事業者への給付金となっております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

まず歳入です。

18款繰入金、1項繰入金ともに3億円、18億4,612万3,000円。歳入合計に3億円を追加し

74億500万円としたいものでございます。

次に歳出です。

6款商工費、1項商工費ともに3億円、13億8,651万円。歳出合計に3億円を追加し、74億500万円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第1表歳出予算補正の歳入と同様ですの
で、省略をさせていただきます。

次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につ
きましては、すべて一般財源となっております。

4ページをお願いいたします。

2歳入です。18款1項1目1節財政調整基金繰入金3億円はすべて基金繰入金でござ
います。

次に3歳出です。6款1項2目18節負担金、補助及び交付金の3億円は、先ほど来説
明しております事業自粛要請協力事業者への給付金でございます。こちらの詳細につ
きましても、まちづくり課長が資料を作成し、お配りさせていただいておりますので、
まちづくり課長から説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは議案第26号、一般会計補正予算（第2号）の歳出
予算につきまして説明をさせていただきます。まず、お手元に西伊豆町新型コロナウイルス
感染症拡大防止に伴う営業自粛要請に係る協力事業者への給付金支給要綱をお配りいたし
ましたが、4月10日の全員協議会でご説明した内容をまとめたものがこちらの要綱となり
ます。その中で、第2条2の規定により、支給対象者の一部を変更いたしましたので、ご
報告をさせていただきます。

第2条第3号の但し書きの部分になりますが、例として昨年後半から営業を開始された事
業所、通年営業しているが、たまたま病気などにより昨年4月、5月に営業しなかった事
業所などを対象とするため、「諸事情により前年4・5月の営業実績がない事業所においては、
令和2年4月1日まで継続して3^{さんつき}月以上営業を行っている事業者に限り、該当とする。」とい
う一文を追加いたしました。また、それにより追加された事業所につきましては、前年度の

営業実績がないため、第3条、但し書きにより給付金の額については一時給付金のみとさせていただきます。そのほかの内容については、特に変更はございません。

現在2ページの第5条、給付金の支給に基づきまして、4月13日月曜日から一時給付金支給に向けた審査を行っております。現状をお話しますと、昨日までに受け付けた件数は合計で79件、また、全員協議会でご報告した事業所数は119事業所と報告をさせていただきましたが、審査の結果、それ以外で対象となる事業所数が26事業所ありましたので、対象となる事業所数の合計は145事業所となりました。引き続き提出された書類の審査を行ってまいります。一時給付金の支給については、来週火曜日の21日から順次行っていきたいと考えております。

以上簡単ですが、説明のほうは終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 4ページをお願いします。今回の交付金事業ということで、3億円を提案していただきまして、大変感謝しております。その中で、第1次給付金、119者ということでしたけど、今回、今の説明でまた26者というのが増えたということで145ということですけど、掛けることの20万円。これはたぶん50万円に、ホテル関係じゃないから140掛けると金額が2,580万円から520万円プラスになりますから、約3,100万になるかと思うんですけど、それ以外の分が今回の2次給付の総額に相当するというところでまずいいですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 予算が3億でしっかりということじゃなくて、審査をした結果3億いかないこともあります。これは全協の時にもお話ししましたように、だいたい3億円でおさまるといふ見込みが立ちましたという説明をさせていただいたかと思えますけども、もしかすると2億円少しですむのかもしれない。要は審査をしてみないと年間、その4、5月の売上がどのぐらいなのかという詳細がわかりませんので、3億という金額で本予算、今議会に提出をさせていただいておりますけども、3億を下回るというふうに町の方としては、考えております。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 私の予想は二次給付のほうのあれがここにも方程式で事前に見て、町民の皆さんのところにも行くんでしょけど、逆に金額が3億円に入らないんじゃないかというのを私は危惧していたのですけども、今町長の発言だと2億円ぐらいで収まるんじゃないかというけど、そのへんの根拠は、この二次給付のこの式のあれで想定するとそうなったということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私は2億円で収まるとは言っていません。2億円少しかもしれないと。ただ3億の中では、はまるだろうということで答弁をさせていただいておりますし、そこに書いてあるものをご覧いただければわかるかと思っておりますけども、宿泊施設につきましては、1次金プラス上乘せということですけども、商店や飲食店の所については一次給付、二次給付で、二次給付のほうが仮に30万と試算した場合は一次給付で20万円もらっていたら、20万円を抜いて10万円ということになります。ですから、中には10万円いかない。あくまでもこの観光に対しての売上額が9万円というお店もあるかもしれません。そこについては1万円戻してくださいではなくて、10万円で終わりにしてくださいということになるかというふうに思いますが、あくまでもそのトータルのところの最低ラインが10万、20万という設定で、上乘せの部分はそれプラスで出しますよということになりますので、堤議員がおっしゃるように、どんどんどんどん雪だるまのように膨れていくということにはならないというふうに、町のほうとしては試算はしております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 説明書の第2条の（4）で、令和2年3月末納期到来分までの町税等を完納していること。全協の時にも私ちょっとその部分を言ったんですけども、納税をしたいと思っても、業績のあれで完納できなかった人がまたそのこの経済対策で自分のところから、あんまり経営がうまくいってないのに、またもらえなくてまた納税できないよと。だから、このへんをバサッと切っちゃうんじゃないかと、町長。納税者、滞納者にもやってますけども、分割して納入するなり何日までに納めればよいよというような救済措置を取るお考えはないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これにつきましては、3月31日の時点で翌年度に繰り越しても残っているという方についても、給付の申請をするまでに納付をいただければそれは該当するという

ことで、相談者にはお伝えをしてございます。逆にそういった延納とか分納、若しくはそこを免除ということをもし一件でもやった場合は、安全運転している所でもあそこは大丈夫で、なんでうちは滞納は駄目なんだということにもなりかねないので、一線を引かせていただいている。しかも、やはり住民の税金をお預かりしている中で、こうした大型のことをするには、やはりどこかで線を引かなければ住民のご理解をいただけないということでございますので、なるべくそういったものに対応をして納税をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは第一次給付金、一次審査による決定、79件やったということなんですけど、その79件のうちに、その滞納条項に引っかかるところはなかったと、こう考えていいですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 79件のうちにそういう対象者があったかという数字については、把握はしておりませんが、実際その相談を受ける中で、滞納分をどうしたらいいだろうかというようなご相談を受けたという報告は聞いております。ただ、まちづくり課としましては、窓口税務課等々と連携を図りながら、そのへんを含めてどのようにしていくかということ今後は相談者と一緒に協議をしていきたいと考えております

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 今回のこの仕組みには、異論はないようですが、改めますと、この新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の給付支給要綱が出されましたけども、これは全体を含めてですね、新型コロナと特別措置に対する町の条例を制定するようなことは考えていなかったですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういったものにつきましては、町のほうとしては条例を制定するという予定もございませんし、他の市町につきましてもそういったものがすでに制定されているとういうことは聞いておりませんので、国・県のほうで、昨日、静岡県も非常事態宣言の枠に入りましたけども、それらのものを受けながら、町としてすべきことをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） これも今の流行病、毎年あるわけではないかもしれませんが、あるかも

しれません。同じようなものとして、インフルエンザ等の条例があるわけですが、私はそのインフルエンザの条例とこれと併用できるかなと思ってましたけども、国のほうでは新型インフルエンザのこの措置法とは合わない。それを利用することは難しいだろうという考え方を一時示してしまして、新たにこのコロナに対する、これからまた、今回も大きな予算を計上しましたので、このような大きなものに対するものについては、一つ条例を町として定めておけば、またコロナについては来年も再来年も何かを必要とするかもしれない。そのような時のためにも、条例を制定し、この要綱は要綱でまた細かく実施したらいいんじゃないかなという考えですけども、やはりほかの市町と同じように制定する必要はないということでもよろしいでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国ほうも、新型インフルエンザ等のもので今おやりになられているというふう聞いておりますので、逆に国がもしこういった^{ほやりやまい}流行病用のものを作らなければ、それに準じて県が、そして県に準じて町が条例を作っていくことがよろしいのかな。じゃないと条文からすべて町が作るということは、なかなか小規模自治体では難しいものがございますので、できれば全国的にそういった流れがあるのであれば、一緒に作らせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 第5条に、一時給付金、二次給付金の給付金の支給のことに對していろいろと書いてあるんですけども、決定後速やかに支給すると。この速やかになんですけども、いつ頃予定している感じでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これにつきましては、先ほど担当課長が答弁しましたように、来週の頭21日に振込をさせていただきたい。これは、この議案が通らないと町予算がありませんので、それに併せて最速で来週の頭ということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） この新型コロナウイルスの収束が、今までのところ全く見えない状態だと思うわけですが、一応この協力金、寄付金という形で今回制度で出すわけですけども、全協の時にも今回で終わりだというような表現があったわけですが、現在もそういう考え方で

変わっておりませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは、当然給付のほうが先行して報道はされておりますけども、広報などでもお知らせさせていただいたように、西伊豆町は高齢化率49パーセントで、国のほうが緊急事態宣言であったりとか、外出自粛を求めても、なかなか町内にお越しになる観光のお客さまの数が減らないというようなことがありますので、やはり外から持ち込むと高齢者の命が危ないということで、どうにか止めなければいけないという中からこの給付をして、ぜひ町内に外から持ち込むことに対するご遠慮に協力をいただきたいというもので給付でございます。ですから、この給付ありきでやっているわけではなくて、町内の高齢者を含め、命を守るためにどうすればいいのかと考えた時には、やはりお願いをする以上はそれなりのものを出さなければいけないというものでございますし、今は全国的に緊急事態宣言が出され、皆さん自粛をされるというふうに思いますので、このまま蔓延せずに収束することを願っているものでございます。

ただ、議員がおっしゃるように今後ずるずるいった場合はどうするんだというお話になろうと思いますけども、町でやるのはこれが限界でございますので、今後につきましては国・県のほうでしっかりとサポートをしていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうした中で先ほど堤議員が質問の中で、3億円が2億円ぐらいでというふうな発言も、収まりそうだというふうな発言もあったわけですが、我々が全協の時には3億円という話を聞いて、それならということだったと思うわけですが、残りの1億円が出るわけですが、そういう中でもう少し続けようかと、あるいは制度的に金額を膨らめようかというふうなことにはなりませんか。

○町長（星野浄晋君） 2億円で収まりそうではなくて、収まることもあるかもしれない。ただ3億の中では納まるであろうという予測でございまして、先ほど堤議員がさっそく試算をされておりましたけども、観光関係とその一時金の時点で約7、8,000万がもうすでに飛びますので、残りになりますと約2億2,000万。それが二次給付のところでどこまでいくかということになりますから、ここが1億2,000万で収まれば1億円当然余るわけですが、なかなかそれぐらいではすまない可能性もありますので、3億円ということで、皆さんにお知らせをさせていただき、今回の補正予算に至っておりますので、2億円ちょっとで収まるとは思っておりません。そういうこともあり得る。でも一応3億の中で収まるだろうという予算

でございますので、余ったから云々ということではなくて、あくまでも今回1回で終わらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） この要綱の中の、第2条の3項です。これができたってことは非常に救われるなということで、評価するわけですけども。非常にレアな例ですど、この逆の例、つまりここ1、2ヵ月体調が悪くて店を閉めていたと。ずっとやってきたんだけど閉めているという例が身近にあるんです。こういうところは、この文面すべて読んでいくと、営業自粛、つまり営業しているのを止めるということからすれば、該当しないというふうに判断できるわけですけども、そのへんの対応は、非常にレアな例ですけども、どうしているのか。

それともう1点、町内で事業をしているわけですけども、これあるかないかわかりませんが、松崎町、あるいは伊豆市、つまり町外でも同様な仕事をしていて、個人事業の場合には非常に売上とかそういうことでいくと、非常にそのへんの分別ができるかどうかあると思うんですけども、そのへんはどの程度まで、例えば判別していくのか。その2点お願いします。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今、高橋議員がおっしゃられた例のほかにも、いろんなケースがございます。そのつど協議をしてみたいというふうに考えておまして、個別事案につきましてはいったんご相談いただいて、そのつど決定をしていきたいかなと考えております。今二つの例をお示しいたしましたが、それについても、このあと協議をして、ご相談があればそのつど対応していくという形を取らせていただきたいと思います。と考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 西伊豆町は、今日可決すれば実施されると思いますけども、いち早くこういった休業保障というのを打ち出されて、非常に全国的にも評価されているんじゃないかと思うんですよ。それで私は5月6日で収束するとはとても考えられないので、その後も、やはりこの事業を続けていくべきだと私は思います。それで何よりも国が、いち早く保証を明確にすることが一番大事だと思って、もう西伊豆町の限界があると思うので。

質問したいのは、財政調整基金というのは現在いくらぐらいあって、どれぐらいまで取り崩しても大丈夫かという腹積もりというのはあるんでしょうか。その点だけ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在の財政調整基金につきましては、この予算で当然取り崩しをしなければいけないわけでございますけども、約25億円ございます。どのぐらいまで取り崩せるかということになりますと、これは事業が後ろに控えてございますので、斎場の建設、そして学校の建設もありまして、当然単費で出さなければいけないお金が控えておりますので、これ以上は取り崩しということに関しては町としては、もう限界があるだろうというふうに思います。これは今回の3億円もそうですけども、その前にご決議をいただきました1億2,500万もここから取り崩すわけでございますので、都合4億2,500万のお金が財調から消えます。ですから、これを考えますと、なかなかこれ以上の取り崩しはできないと町としては思っております。

今後につきましては、いろいろ賛否あるかと思っておりますけども、当然5月6日で収束がなかなか難しいということをお聞きになられているのは事実だと思います。ただ、5月6日までに絶対収束させるぞということで、全国民が自粛をしない限りはずるずるといいますので、ぜひこれは皆さん一丸となって、自分はないから大丈夫じゃなかということではなくて、なっていないでも自粛をしていただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町をロックアウトして、町長、町の中をどの程度歩いているのか。私、今週の火曜日に堂ヶ島へ11時頃かな、行ったんですけど、人っ子一人いない堂ヶ島でした。本当にこんな景色を見るのは、ちょっと残念だったんですけども、今、町長が言ったように5月の6日までにコロナを収束させるんだという気構え、そういうふうなあれで行けば、本当に全然、本当にいなかったんですよ。前は、ちょっとオートバイだとかが止っていてちらほらいたんですけど、人っ子一人いなかったんですよ。それを見ているので、私は全国に先駆けてやったことをだいぶ評価されているみたいですし、新聞もたくさん取り上げてくれているものであれなんですけども、どれぐらい町内をまわったか、そのへんをお教え願いたいと思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 緊急事態でございますので、私が町内をふらふらすることはなかなかよろしくないかと思っておりますので、昼間は庁舎内に詰めておりますので、出歩いてはございません。出勤、または帰る時はいろんな所で目を配っておりますけども、人通りは減っ

たし、県外の車とすれ違うこともほぼなくなっているということでございますので、皆さん自粛をいただいているのかなというふうに思います。これは、土曜日の時点ではバイク、観光のお客さんけっこう見えたのは私も確認をしておりますけども、土曜日の時に堂ヶ島の崩落があったせいかわかりません。

また、下田のほうでもやはりこの緊急事態宣言を受けて、お客さんが来ないのかと思いきや、逆にサーファーなどが増えたということから、海岸を閉めたというようなこともありまして、日曜日は相当数お客さんが減ったということは、確認はしてございますので、自粛ムードは高まっているものというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第26号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎同意第13号の上程、説明・質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、同意第13号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 同意第13号 西伊豆町教育委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町中174番地の1

氏 名 高橋 浩

生年月日 昭和27年4月15日

令和2年4月17日提出

西伊豆町長 星野浄晋

提案理由につきましては、鈴木秀輝氏が令和2年4月27日をもって辞職するためでございます。高橋氏の経歴につきましては、添付した資料がございますので、ご覧いただければと思います。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第13号 西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸

君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、同意第13号は、同意することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第2回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員